

## 令和2年 特別区人事委員会勧告の概要

特別区人事委員会は、令和2年10月23日、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与（特別給）について報告及び勧告を行いました。

### 〔本年の勧告のポイント〕

#### 特別給（期末手当・勤勉手当）

- 年間の支給月数を0.05月引下げ（現行4.65月→4.60月）、期末手当から差し引き
- ◎ 職員の平均年間給与は、約2万円の減
- ◎ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

### 職員の給与（特別給）に関する報告・勧告

#### I 公民比較の結果（令和2年4月時点）

	民間従業員	職員	差
特別給 (年間支給月数)	4.60月	4.65月	△0.05月
【参考】東京都	4.57月	4.65月	△0.08月
【参考】人事院	4.46月	4.50月	△0.04月

#### II 改定の内容

##### 1 特別給（期末手当・勤勉手当）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引下げ
- 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、12月の期末手当から差し引き

##### 2 実施時期

- 条例の公布の日

#### III 給与制度における課題

- 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要